

保育士修学資金貸付事業の概要

愛知県内の保育士養成施設に入学される方に、在学期間中に修学資金の貸付を行う制度です。

1 貸付額

学費（修学資金）月額5万円以内（修業年限が3年、4年でも2年間）

入学準備金20万円以内（初年度7月）

就職準備金20万円以内（卒業年度10月）

（例：2年間の場合 5万円×24ヶ月＝120万円 入学・就職準備金40万円 計160万円）

2 貸付対象者

愛知県知事の指定する保育士を養成する愛知県内の「養成施設」に入学した者

3 貸付時期

貸付金は6ヶ月分を年2回行います。

新入生 7月、10月 2年生 6月、10月

4 貸付金の申請

ア 養成施設を通じて申請してください。

イ 連帯保証人が必要です。

ウ 養成施設の長の推薦が必要です。

5 免除要件

全部免除：卒業後1年以内に保育士として登録し、愛知県内で保育士の仕事（指定業務）に就き、以後継続して5年間（従事日数900日以上）その業務に従事した場合

一部免除：就労日から継続して2年以上（従事日数360日以上）愛知県内の保育所等に勤務した場合

免除額 = 借入金額×(勤務した月数÷24)×2/5

※資格を取得（登録日）した後の指定業務従事期間が対象です。

6 返 還

次の場合には、返還となります。

ア 卒業した日から1年以内に保育士登録を行わず、愛知県内において指定業務に従事しなかったとき

イ 指定業務に従事する意思がなくなったとき

ウ 業務外の事由による死亡等により指定業務に従事できなくなったとき

エ 契約が解除されたとき

7 返還の猶予

災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があり、指定業務に従事できないときは一定期間返還が猶予されます。

申請から貸付・免除までの流れ

1 貸付申請書類の提出

養成施設を通じて申請してください。

提出書類	留意事項
貸付申請書（第1号様式）（PDF）	※申請書に使用した印鑑は継続して使用
誓約書（第3号様式）（PDF）	※連帯保証人と連署
保証書（様式第1）（PDF）	※申請者が未成年者である場合は、連帯保証人は法定代理人 ※連帯保証人は原則として愛知県内に住所を有し、保証能力のある方。（両親、配偶者は可）
連帯保証人の印鑑登録証明書	※発行から3ヶ月以内のもの
振込口座申込申請書（様式第3）（PDF）	※本人の口座 ※口座番号等が分かる部分の通帳の写し添付
推薦状（様式第2号）（PDF）	※養成施設が作成



2 決定通知

申請書類が適正のときは、6月下旬に養成施設へ決定通知書が送付されます。



3 借用証書の提出

提出書類	留意事項
借用証書（第5号様式）（PDF）	※2の決定通知後、15日以内に提出 ※収入印紙の貼付 ・100万円以下 1 000 円 ・100万円超～500万円以下 2 000 円 ・本人及び連帯保証人の割印必要



4 修学資金の貸付（振込）

6ヶ月分が年2回、申請者の口座に振り込まれます。



5 卒業後

提出書類	留意事項
保育士養成施設卒業届（様式第13）（PDF）	※卒業後直ちに、卒業証書（写し）を添付
保育士登録届（様式第14）（PDF）	※登録証を受け取った後直ちに、登録証（写し）を添付
指定業務従事届（新規）（様式第6）（PDF）	※卒業届、登録証と同時に提出可

※卒業後、直ちに指定業務に従事しない場合

提出書類	留意事項
指定業務従事延期届(様式第15)(PDF)	※卒業後すぐに指定業務に従事しないが、1年以内に従事する意思がある場合、卒業後直ちに提出 ※指定業務に従事した場合は直ちに「指定業務従事届」を提出



6 指定業務従事届（継続）の提出

提出書類	留意事項
指定業務従事届(継続)(様式第6)(PDF)	※当然免除を受けるまで毎年、4月1日の状況を勤務先で証明してもらい、4月15日までに提出

※愛知県内で指定業務に従事しなくなったときは

提出書類	留意事項
返還明細書（第4号様式）（PDF）	
返還裁量免除申請書（第7号様式）（PDF）	※5年未満2年以上継続して保育所等に勤務した場合、貸付額の一部が免除 注1
指定業務従事期間証明書（様式第5）（PDF）	※2年以上継続して保育所等に勤務した場合に勤務先で証明

注1 免除額は、貸付額×従事期間（2年以上の月数）÷60（四捨五入）です。返還額は、借入額から免除額を引いた金額になります。



7 当然免除申請書の提出

提出書類	留意事項
返還当然免除申請書(第6号様式)(PDF)	5年間以上継続して、保育所等に勤務した場合、貸付額の全額が免除
指定業務従事期間証明書（様式第5）（PDF）	※勤務先で証明



8 借用証書の返還

当然免除申請書を受理した後、通知書と借用証書をお送りします。

裁量免除申請書を受理した場合は、一部免除、一部返還となり、返還終了後に借用証書をお送りします。

変更等があった場合の手続き

事由	提出書類

氏名、住所を変更した時	住所・氏名等変更届（様式第7）（PDF）
休学・停学したとき	保育士養成施設休学・停学届（様式第9）（PDF）
留年したとき	保育士養成施設留年届（様式第10）（PDF） ※在学証明書を添付
退学・退校したとき	保育士養成施設退学・退校届（様式第8）（PDF） 返還明細書（第4号様式）（PDF）
復学したとき	保育士養成施設復学届（様式第11）（PDF）
修学資金の借受を辞退するとき	修学資金辞退届（様式第12）（PDF）
連帯保証人の氏名、住所、職業に変更があったとき	連帯保証人変更届（様式第2）（PDF）
連帯保証人死亡等により保証人を変更するとき	保証書（様式第1）（PDF）
借受人又は死亡したとき	死亡届（様式第17）（PDF） 返還明細書（第4号様式）（PDF）
振込口座を変更したとき	振込口座変更申請書（様式第3）（PDF）
業務に従事する意思がなくなったとき等返還するとき	返還明細書（第4号様式）（PDF）
契約解除後も引き続き当該養成施設に在学するとき	返還当然猶予申請書（第8号様式）（PDF） ※在学証明書を添付
災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき	返還裁量猶予申請書（第9号様式）（PDF） （及び理由・猶予期間を証する書類） 返還裁量免除申請書（第7号様式）（PDF）
退職したとき	指定業務従事期間証明書（様式第5）（PDF）
再度業務に従事し始めたとき	指定業務従事届（新規）（様式第6）（PDF）

※変更等があったときは、速やかに必要書類を提出してください。

参考資料

- [社会福祉法人愛知県社会福祉協議会保育士修学資金貸付事業実施要綱（PDF）](#)